

様式第2号(第3条関係)

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	市民生活部環境保全課
委託業務番号	令和6年度 長環境第230号
委託業務名称	環境美化及びごみ減量化推進事業委託
委託業務場所	長浜市内
業務の概要	(1)環境月間における環境美化事業の推進 (2)琵琶湖を美しくする運動の実践 (3)河川浄化運動の実践 (4)ノーポイ運動啓発および散乱ごみ回収の実践 (5)美化推進地域における美化管理事業 (6)県下一斎清掃運動の実践 (7)環境美化についての各種啓発活動 (8)ごみの出し方に関する適正化対策事業 (9)ごみの減量化啓発事業 (10)環境推進員等に対する研修事業
履行期間	令和6年5月20日 から令和7年3月31日
契約年月日	令和6年5月20日
契約額(税込)	700,000円
契約の相手方	[所在地又は住所]長浜市八幡東町632 [商号又は名称]美しい長浜をつくる会
契約相手方の選定理由	「美しい長浜をつくる会」は、長浜市連合自治会をはじめとする市内の住民団体や事業者の代表者で構成されていることから、市域全域において、市民が主体となった公益性・公共性の高い環境美化活動を実施することができるため。
根拠規定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定(1)賃貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>